





岡山市広報連絡資料 < 市長定例記者会見資料 >

令和6年3月22日

総合特区の取組みによって規制緩和が実現されました ~デイサービスの送迎先に親族宅などが追加~

市は平成25年から在宅介護の総合特区に取り組み、岡山市でしかできない事業の実施や全国的な制度改正を実現してきました。

令和5年度は市の提案を踏まえた全国的な制度改正などが達成されたのでお知らせします。

1 総合特区とは

特定の分野における自治体の取組みについて、国が規制緩和などを通じて支援する制度です。 市は全国で唯一、在宅介護の分野で平成25年からこれまで11年間に渡って取り組んでいます。

2 規制緩和について

総合特区に取り組む自治体は、具体的な規制緩和の内容について関係省庁と協議することができます。市は「地方から国を動かす」ことを目指して、総合特区での取組み内容を踏まえ、全国的な制度改正も視野に国と協議をしています。

3 内容

令和 5 年度は市の提案を踏まえた全国的な制度改正が1件(①)実現されました。また、来年度 以降は次期制度改正に向けた国の調査研究事業2件(②、③)に参加予定です。

(全国的な制度改正)

① デイサービスの送迎柔軟化 デイサービスの送迎先として、これまでの高齢者本人宅に加えて親族宅等が追加されました。

(次期制度改正に向けた国の調査研究事業に参加予定)

② デイサービスと訪問介護の人員基準一体化

デイサービスが訪問介護を併設する際、現行はサービスごとに満たす必要がある人員基準について、柔軟な人材活用ができるよう、サービスを区分せず全体で満たせば良いとする人員基準を検討します。

③ 就労・社会参加活動の評価

デイサービス利用者がより社会参加などができるように、介護サービスの中で実施した場合に おける介護報酬での評価を検討します。







4 その他

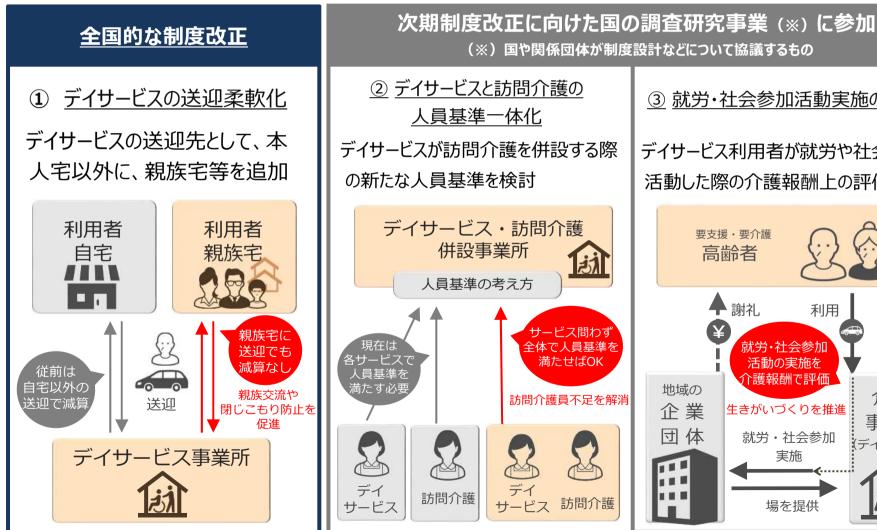
詳細は別紙にてご確認ください

【問い合わせ先】

岡山市 医療政策推進課 金安・江田 直通086-803-1638 内線5820

総合特区の取組みによる規制緩和の実現

- 「地方から国を動かす」ことを目指し、市は総合特区を活用した規制緩和に在宅介護分野で取り組んでいる。
- 令和5年度においては、本市の提案を踏まえて、全国的な制度改正1件(1)が達成された。また、来年度 以降は次期制度改正に向けた国の調査研究事業2件(②、③)に参加予定となった。



③ 就労・社会参加活動実施の評価 デイサービス利用者が就労や社会参加 活動した際の介護報酬上の評価を検討 利用 就労·社会参加 活動の実施を 介護報酬で評価 介護 生きがいづくりを推進 事業所 就労・社会参加 実施 場を提供

総合特区について

1.概要

総合特区とは、地域の特定テーマの包括的な取組みを様々な点から総合的に支援する制度。

指定された自治体は、関係省庁と協議の上で<u>従来の規制を緩和</u>したり、<u>全く新しい制度を実施</u>したりといった<u>特別な</u>措置をその地域限定で実施することが可能となる。

2.岡山市の総合特区

平成25年2月から全国で唯一の**在宅介護に焦点を当てた総合特区**として、『高齢者が、介護が必要になっても住 み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築』を目指して様々な事業を実施。自立支援に重点を置いた ケアを推進し、高齢者の在宅生活維持を支援している。

総合特区での事業成果を元に国と協議し、全国的な制度の創設や改正実現を図る。

3.これまでの主な成果

全国的な制度改正

- · ADL維持等加算(介護報酬上の加算)の創設・拡充(平成30年度・令和3年度)
- ⇒ デイサービス改善インセンティブ事業の成果を元に要望
- ・ 医療法人による配食サービスの実施(平成26年度)
- ・ 訪問看護・介護事業者に対する駐車許可の簡素化(平成26年度)

総合特区での特例実施

- ・ 最先端介護機器貸与モデル事業 (平成25年度)
- ・ 介護予防ポイント事業 (平成25年度) ※平成29年度で終了済